

審査請求書（下水道使用料2）

平成25年11月26日（火）

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢
住 所 青森市桜川4丁目8番2号
氏 名 三国谷清一
年 齢 64歳
2. 審査請求に係る処分
青森市公営企業管理者企業局長（以下「企業局長」という。）の平成25年10月29日（火）付け平成25年度下水道使用料納入通知書（平成25年10月分）による処分。
3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
平成25年10月30日（水）
4. 審査請求の趣旨
審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。
5. 審査請求の理由
企業局長による審査請求人三国谷清一に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以下のとおり違法・不当である。
 - （1）審査請求人宛に、企業局長から納入期限を平成25年11月15日とする「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書（納付制）平成25年10月分」（25年9月27日から25年10月25日まで）（以下「本件通知書」という。）が平成25年10月30日に郵送されてきた。
 - （2）審査請求人は、貴職を管理者とする青森市公共下水道を使用しており、これが使用料を貴職に納付する義務を負うが、企業局長から下水道使用料を請求される謂われはない。
 - （3）もし仮に、貴職が下水道使用料の納入通知書の発行を企業局長に委任しているのであれば、その旨公表し市民に周知を図ることが適当であるにも関わらず、その手続を怠り、徒に市民に不安を与えることは不当である。また、貴職から下水道使用料徴収事務の委任を受けた企業局長が永年にわたり青森市企業局財務規程第23条に規定する調定を行ってこなかったのは違法であり、本件通知処分は無効である。
 - （4）本件通知書には審査請求に関する教示について何ら記載されておらず違法であり、本件審査請求に係る処分は無効である。
6. 処分庁の教示
不服申し立てに関する教示はありませんでした。
7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て
行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。

